

平成27年度男女平等参画に関する苦情申し出の処理状況等について

平成28年3月31日現在

<p>申し出の内容等</p>	<p>【申出書の受理日】 平成27年6月2日</p> <p>【苦情の趣旨】 多摩市立小・中学校における「男女混合名簿」の進捗状況が明らかにされていないこと</p>
<p>実施機関からの事情聴取の内容</p>	<p>1. 多摩市立小・中学校では現在6校で男女混合名簿を使用している。</p> <p>2. 多摩市の「男女混合名簿」の取り組み 多摩市教育委員会では、男女平等参画の視点を踏まえた教育の重要性について各学校へ指導・助言を行っている。出席簿については、各学校の状況や児童・生徒の発達段階を踏まえた上で、教育現場の判断を尊重しながら丁寧に対応を図っている。 多摩市立小・中学校で男女混合名簿を使用していない学校は、主な理由として、保健の健診等に対応するために二種類の名簿を作成するより男女別の名簿一つを使うことが合理的であること、出席簿と異なる名簿を作成すると、出席番号が二つ存在することとなり、児童・生徒に混乱が生じること、災害等で緊急時、現在は「氏名」のみで性別を判断することは難しい状況の中、担任以外の第三者であっても名簿を基に児童・生徒の安全を短時間で把握するためとの報告を受けた。</p>
<p>苦情処理委員の見解</p>	<p>今回の苦情申出の趣旨である多摩市立小・中学校における「男女混合名簿」の進捗状況が明らかになったこと、多摩市教育委員会及び多摩市立小・中学校において、男女混合名簿への取り組みが行われていることを確認しました。</p> <p>「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」では、性自認・性的指向を含む性別等による差別的取扱いを禁じており、多摩市教育委員会及び多摩市立小・中学校は条例の主旨を理解し、性自認・性的指向に悩む子どもへ適切に対応していくことが求められます。しかし、健診や災害時の対応、各学校が置かれている状況等に対応するため、学校現場に名簿作成の裁量を広く認めていることも理解できます。</p> <p>以上の結果から、今後も男女混合名簿の導入に向けて、各学校の環境や状況に応じて丁寧な説明と準備を継続されると共に、導入校の実績や運用を参考にして、学校単位の取り組みに止まらず教育委員会としても積極的な支援に努め、今後も男女混合名簿の使用への取り組みを継続されるよう求めて調査結果と致します。</p>